

福井県報

第 2908 号
平成 30 年
3 月 20 日 (火)
火・金曜日 発行
1 月 1800 円 郵送料 共

目次

(※は、原例規集登載事項)

告示

- 県営土地改良事業の計画の決定および関係書類の縦覧(一〇六、一〇七)
 - ・農村振興課
- 建築基準法の規定による指定確認検査機関の業務区域の増加(一〇八)
 - ・建築住宅課
- 道路の位置の指定(一〇九・丹南土木事務所)

公告

- 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定による海洋生物資源の保存および管理に関する計画の変更(水産課)
 - 平成三十年二級建築士試験の実施(建築住宅課)
 - 平成三十年木造建築士試験の実施(同)
- 公安委員会規則
- ※交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則(二・地域課)

告示

福井県告示第 106 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業(熊田・荒子地区 農業用排水施設(基幹水利施設ストックマネジメント)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと(審査請求をした場合)については、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

平成 30 年 3 月 20 日

福井県知事 西川 一誠

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成 30 年 3 月 20 日から平成 30 年 4 月 18 日まで
- 縦覧に供する場所
鯖江市都市整備部土木課
越前市産業環境部農林整備課

福井県告示第 107 号

土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営土地改良事業(北中山地区 農業用排水施設(灌漑水防除(小規模)事業)につき土地改良事業計画を定めたので、同条第 5 項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に福井県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法(昭和 37 年法律第 139 号)第 14 条第 1 項の規定に基づき、この計画が定められたこと(審査請求をした場合)については、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して 6 箇月以内に、福井県を被告として(訴訟において福井県を代表する者は福井県知事となる。)、この計画の取消しの訴えを提起することができる。ただし、同法第 14 条第 2 項の規定に基づき、この計画が定められた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、原則としてこの計画の取消しの訴えを提起することができない。

平成 30 年 3 月 20 日

福井県知事 西川 一誠

- 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 縦覧に供する期間
平成 30 年 3 月 20 日から平成 30 年 4 月 18 日まで
- 縦覧に供する場所
鯖江市都市整備部土木課
越前市産業環境部農林整備課

福井県告示第 108 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定により指定確認検査機関の業務区域の増加を認可したので、建築基準法に基づき指定確認検査機関の指定(平成 16 年福井県告示 315 号)の一部を次のように改正し、平成 30 年 3 月 20 日から施行する。

平成 30 年 3 月 20 日
福井県知事 西川 一誠
4 を次のように改める。
4 業務区域
福井市、鯖江市、あわら市、越前市、坂井市および吉田郡の全域

福井県告示第 109 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号)第 10 条の規定により、次のとおり公告する。

平成 30 年 3 月 20 日
福井県丹南土木事務所長 小川 俊昭

1 申請者の住所ならびに名称および代表者の氏名
越前市常久町 1-11-14

三幸物産株式会社
 代表取締役 岩崎 泰和
 福井市中野町7-3-1
 有限会社日拓土地
 代表取締役 酒井 憲義

2 道路位置の指定表示

道路の指定を受けた位置 (軌・ルート別)	幅員 (軌・ルート別)	延長 (軌・ルート別)
越前市稲寄町6字善光寺9番の一部、15番1の一部、9番地先および15番1地先	6.0	109.72

公 告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項および第8項の規定に基づき、福井県の海洋生物資源の保存および管理に関する計画の一部を平成30年3月19日付けで変更したため、同条第10項において準用する同条第5項の規定により、次のとおり変更後の計画を公表する。

平成30年3月20日

福井県知事 西川 一誠

一 海洋生物資源の保存および管理に関する方針

1 本県の海域は、対馬暖流による浮魚類の回遊と広い面積を持つ大陸棚域に豊富に生息する底魚類に恵まれ、日本海側でも有数の好漁場を形成している。

本県の水産業は、生産量で14,529トン、生産額で8,438百万円の漁獲実績を有している（平成27年）。

また、水産加工業での生産も盛んであり、特に沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。

2 このように、水産業は、本県の均衡ある発展を図るために極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

我が国周辺水域における海洋生物資源の多くは、近年、全体として概ね安定的に推移しているが、低位水準にとどまっている資源や、資源水準が悪化している資源も見られる。本県下における漁業資源についても、概ね同様の傾向が見られるところであり、本県の水産業の健全な発展と水産物の安定供給を確保するためには、資源状況に応じた適切な管理措置を継続的に実施する必要がある。

3 このようなことから、県は、従来からの漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置に加え、海洋生物資源の適切な保存および管理を図るため、国の基本計画により本県に定められた、第1種特定海洋生物資源の漁獲可能量および第2種特定海洋生物資源に係る漁獲努力可能量について管理措置を講じてきたところである。

4 県は、漁獲可能量および漁獲努力可能量を適切に管理し、必要に応じて漁業者等を指導し、または採捕の数量の公表等実効性のある措置を講じるため、他県の入漁船を含めた第1種特定海洋生物資源の採捕実績および第2種特定海洋生物資源の操業実績の的確な把握に努めることとする。

5 本県について定められた漁獲可能量および漁獲努力可能量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布および回遊状況、当該資源を取

り巻く環境等についてのより詳細な科学的データの蓄積または知見の収集が必要であるため、県水産試験場を中心とし、国または関係府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

6 第1種特定海洋生物資源および第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても引き続き資源管理を推進するよう、従来からの資源管理型漁業を推進していくこととする。

7 海洋生物資源の適切な保存および管理を図るため、協定制度の活用等により、引き続き漁業者等による自主的な資源管理を推進する。

8 本県における漁獲可能量および漁獲努力可能量については、他府県入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。

二 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

1 平成29年の第1種特定海洋生物資源知事管理量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	漁獲可能量
まあじ	平成29年1月～平成29年12月	若干
まさばおよびごまさば	平成29年7月～平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	
すわいかかに	平成29年7月～平成30年6月	298

2 平成30年の第1種特定海洋生物資源
知事管理量は、次表のとおりとする。

(単位：トン)

第1種特定 海洋生物資源	管理の対象となる 期間	漁獲 可能量
まあじ	平成30年1月～ 平成30年12月	若干
まさばおよび ごまさば	平成30年7月～ 平成31年6月	(注)
するめいか	平成30年4月～ 平成31年3月	(注)
ずわいか	平成30年7月～ 平成31年6月	(注)

(注) まさば、ごまさば、するめいかおよびずわいかについては、管理の対象となる期間が開始する前までに漁獲可能量を設定する。

三 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【まあじ】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【まさばおよびごまさば】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数については現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

【するめいか】

定置漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、免許統計数に

ついては現状のとおりとして従来の操業規制と同程度とすることとし、この結果、漁獲実績が近年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

5トン未満の動力船を使用する釣りによってするめいかをとることを目的とする漁業にあっては、現状の漁獲努力量を増加させることのないよう指導するとともに、漁獲実態を把握する。

また、福井県資源管理指針の円滑な推進により、自主的資源管理措置に取り組む。

【ずわいか】

小型底びき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲努力量の管理を推進するため、協定制度の普及・定着を図ることとする。

また、福井県資源管理指針の円滑な推進により、漁期外に混獲、死亡する個体数を低減するよう努めるとともに、自主的資源管理措置に取り組む。

四 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

1 平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量のうち本県に定められた量およびその対象となる採捕の種類にかかると期間は次表のとおりである。

第2種特定 海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力可能量 (隻日)
あかがし	小型機船底びき網漁業 (うち手繰1種漁業)	平成30年4月1日～ 平成30年5月31日	2,006

(注) 「小型機船底びき網漁業」とは、漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

2 平成30年の第2種特定海洋生物資源ごとの知事管理漁獲努力可能量およびその対象となる採捕の種類にかかると期間は

次表のとおりとする。

第2種特定 海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力可能量 (隻日)
あかがしらい	機船底びき網漁業	平成30年4月1日～ 平成30年5月31日	2, 0 0 6

(注) 「機船底びき網漁業」とは、福井県漁業調整規則(昭和39年福井県規則第61号)に規定する小型機船底びき網漁業をいう。

五 第2種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

【あかがしらい】

日本海西部のあかがしらい(ずわいがけこを含む。)の資源回復を図るために、福井県資源管理指針に基づく自主的資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力可能量等の報告に係る迅速な報告の体制の整備を進めることとする。

六 その他の海洋生物資源の保存および管理に関する重要事項

1 海洋生物資源の保存および管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査・研究の充実強化を進めることとする。

2 海洋生物資源の保存および管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取り組みを進めるとともに、小型底びき網漁業の漁獲努力可能量の適正化について検討を進めるものとする。

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、平成30年二級建築士試験(以下「試験」という。)を実施するので、建築士法施行細則(昭和25年福井県規則第99号)第16

条の規定により、次のとおり公告する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成30年3月20日

福井県知事 西川 一誠

1 試験日および時間

(1) 学科の試験

平成30年7月1日(日) 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成30年9月9日(日) 午前11時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

福井市文京3丁目9番1号
福井大学

(2) 設計製図の試験

福井市文京3丁目9番1号
福井大学

3 受験資格

法第15条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込

郵送による受験申込については、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、二級建築士試験の受験票または合否の通知書が貼付されている者および遠隔地等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書または住民票が添付されている者に限り行うことができる。

平成30年4月2日(月) から平成30年4月16日(月) まで

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受付期間

平成30年4月16日(月) まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受験申込方法

受験申込書の受付は、上記イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接

提出することとする。

平成30年4月19日(木) から平成30年4月23日(月) 午前10時から午後5時まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受付期間

平成30年4月2日(月) から平成30年4月16日(月) まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受験申込方法

受験申込書の受付は、上記イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接

イ 受験申込書の宛先

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3-6

紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

ウ 受験申込方法

必ず簡易書留で郵送すること(申込最終日の消印のあるものまで有効)。

イ ンターネットによる受験申込

イ ンターネットによる受験申込については、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

平成30年4月9日(月) 午前10時から平成30年4月16日(月) 午後4時まで

受付期間および受付時間

平成30年4月9日(月) 午前10時から平成30年4月16日(月) 午後4時まで

受付場所

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaieic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申込みすること。

平成30年4月19日(木) から平成30年4月23日(月) 午前10時から午後5時まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受付期間

平成30年4月16日(月) まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受験申込方法

受験申込書の受付は、上記イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接

提出することとする。

平成30年4月19日(木) から平成30年4月23日(月) 午前10時から午後5時まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受付期間

平成30年4月2日(月) から平成30年4月16日(月) まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受験申込方法

受験申込書の受付は、上記イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接

提出することとする。

平成30年4月19日(木) から平成30年4月23日(月) 午前10時から午後5時まで

受付場所

福井市御幸3丁目10番15号
福井県建設会館2階201会議室

受験申込方法

受験申込書の受付は、上記イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接

提出したものについて行う。

5 合格者の発表

平成30年12月6日ごろ(学科の試験については、平成30年8月21日ごろ)

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号
一般社団法人福井県建築士会
電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日ごろから、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、平成30年木造建築士試験(以下「試験」という。)を実施するので、建築士法施行細則(昭和25年福井県規則第99号)第16条の規定により、次のとおり公告する。
なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の6第1項の規定により、福井県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

平成30年3月20日

福井県知事 西川 一誠

1 試験日および時間

(1) 学科の試験

平成30年7月22日(日)午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成30年10月14日(日)午前1時から午後4時まで

2 試験の場所

(1) 学科の試験

福井市文京3丁目9番1号

福井大学

(2) 設計製図の試験

福井市文京3丁目9番1号
福井大学

3 受験資格

法第15条各号のいずれかに該当する者であること。

4 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込

郵送による受験申込については、過去に木造建築士試験の受験をしたことがあ
る者のうち、木造建築士試験の受験票または可否の通知書が貼付されている者および遠隔地等で直接申込ができない等やむを得ない事情がある場合で、勤務先の証明書または住民票が添付されている者に限り行うことができる。

ア 受付期間

平成30年4月2日(月)から平成30年4月16日(月)まで

イ 受験申込書の宛先

〒102-0094

東京都千代田区紀尾井町3-6

紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター本部

ウ 受験申込方法

必ず簡易書留で郵送すること(申込最終日の消印のあるまで有効)。

(2) インターネットによる受験申込

インターネットによる受験申込については、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込をした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受付期間および受付時間

平成30年4月9日(月)午前10時から平成30年4月16日(月)午後4時まで

イ 受験申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において、必要な事項を入力し申込むこと。

(3) 受付場所における受験申込

ア 受付期間および受付時間

平成30年4月19日(木)から平成30年4月23日(月)午前10時から午後5時まで

イ 受付場所

福井市御幸3丁目10番15号

福井県建設会館2階201会議室

ウ 受験申込方法

受験申込書の受付は、上記イの受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出したのについて行う。

5 合格者の発表

平成30年12月6日ごろ(学科の試験については、平成30年9月4日ごろ)

6 問合せ先

福井市御幸3丁目10番15号

一般社団法人福井県建築士会

電話 0776-24-8781

7 その他

設計製図の試験の課題は、平成30年6月6日ごろから、公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.or.jp/>)において公表する。

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成三十年三月二十日

福井県公安委員会

委員長 有馬 義一

福井県公安委員会規則第二号

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則の一部を改正する規則

則

交番、駐在所等の名称、位置および所管区に関する規則(昭和五十四年福井県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第一号の表福井県福井警察署の部幾久交番の項位置の欄中「二の宮二丁目」を「大垣一丁目」に改む。

附 則

この規則が公布の日から施行する。

平成三十年三月二十日印
平成三十年三月二十日發

刷行

發行人 千九一〇一八五八〇
印刷人 千九一〇一〇八五八

福井県福井市大手三丁目十七番一號
福井県福井市手寄一丁目十五―二十七

福井県
株式会社竹下印刷所

☎三三三二番